車両制限令第３条第４項の規定による道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第11号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用する車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度を車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第４条で定める値とし、長さの最高限度を16.5メートルとする道路を次のとおり指定する。

令和７年10月27日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　高松　　勝

１　指定する道路の路線名及び区間
次表のとおり

路　線　名	区　　間
一般国道四百七十五号(東海環状自動車道)	いなべインターチェンジから大安インターチェンジまで

２　指定する期日　令和７年10月27日

首都高速道路工事一部完了公告

首都高速道路株式会社において実施中の首都高速道路の工事が下記のとおりその一部を完了しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第22条第２項の規定に基づき公告します。

令和７年10月27日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　路　線　名　都道首都高速１号線
２　工事の区間　東京都品川区東品川二丁目から同区東大井一丁目まで
３　工事の種類　改築工事
４　工事完了の日　令和７年10月28日

企業年金基金解散公告

確定給付企業年金法第81条第３項及び第83条第２項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づいて、次のとおり公告します。

１．基金の名称　コープこうべ企業年金基金
２．事務所の所在地　兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番19号
３．実施事業所の名称及び所在地　生活協同組合コープこうべ　兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番19号
４．解散の理由　確定給付企業年金法第81条に基づく規約型企業年金への移行による
５．解散の認可があったものとみなされた年月日
令和７年10月１日

令和７年10月27日

兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番19号
コープこうべ企業年金基金
理事長　黒田　直義

企業年金基金清算人就任公告

当基金は確定給付企業年金法第81条に基づく同法第85条第１項の規定により解散したので、確定給付企業年金法施行令第59条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　山下　信孝
２．住所　兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番19号

令和７年10月27日

兵庫県神戸市東灘区住吉本町１丁目３番19号
コープこうべ企業年金基金
理事長　黒田　直義